

**鳥取県告示第196号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷2989の2、字轟キ2999の2（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため